

小規模事業者 早見表

産業分類			従業員数
大分類	中分類	小分類	
A	農業・林業		20
B	漁業		20
C	鉱業、採石業、砂利採取業		20
D	建設業		20
E	製造業		20
F	電気、ガス、熱供給、水道業		20
G	情報通信業	下記以外の情報通信業	20
		38 放送業 39 情報サービス業	5
		41 映像・音声・文字情報制作業	5
		411 映像情報制作・配管業 412 音声情報制作業 415 広告制作業 416 映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業	5
H	運輸業、郵便業		20
I	卸売、小売業		5
J	金融業、保険業		5
K	不動産業、物品賃貸業		5
L	学術研究、専門・技術サービス業		5
M	宿泊業、飲食サービス業		5
N	生活関連サービス業、娯楽業		5
O	教育、学習支援業		5
P	医療、福祉		5
Q	複合サービス業		5
R	サービス業(他に分類されないもの)		5

※ 雇用している正社員数がこの表の従業員数より多い場合は小規模事業者に含まれません。

※ 従業員数は、法人は役員、個人事業主は事業主本人を除いた正社員の数が対象です。

※ 正社員がおらず、パート又はアルバイトがフルタイムで働いている場合は従業員の数の対象になります。

新型コロナウイルス感染拡大対策の例

【下記以外に業種ごとの「新型コロナウイルス感染症拡大対策ガイドライン」に基づく対策が対象】

○入口での消毒液設置 ○店内の定期的な消毒 ○マスクの着用(店員、お客様) ○飛沫防止シールド設置 ○ソーシャルディスタンスの確保 ○非接触式体温計による入口での検温 ○手袋を使用した感染予防 ○空調や扇風機を効果的に使用した換気(単に入口や窓の開放では対象になりません)

○感染症対策したことを店頭に掲げていることが分かる写真を添付してください。

※ 埼玉県彩の国「新しい生活様式」安心宣言をダウンロードしてご利用ください。

埼玉県HPIは右のQRコードから確認できます。⇒ ⇒

